

2021年度（第34期）北里大学学術奨励研究計画の募集について

北里大学は創立25周年記念事業の一環として、昭和62年度に北里学園学術振興基金（平成8年度から北里大学研究振興基金に分離改称）を設定し、昭和63年度からこの基金の果実をもって北里大学学術奨励研究資金による助成を開始しました。

この助成は、若手研究者の研究活動に対し実施するものです。これにより本学の教育研究活動がより一層活発となれば幸いです。

つきましては、2021年度（第34期）北里大学学術奨励研究計画の募集をいたしますので、ご希望の方は下記により研究計画書をご提出ください。

記

I. 応募資格 《今回の募集から変更されましたのでご注意ください。》

(1) 本資金に応募できる者は、2021年4月1日時点で40歳未満の専任の教育職員または研究職員とします。※科研費への応募の有無は問いません。

(2) 上記に関わらず、以下のいずれかに該当する者は応募できません。

①2021年度における文科省科研費の研究代表者として交付内定を受けた者。

②2018～2020の3年間連続してこの助成を受けた者。

③過去に助成を受けた者で、所定の期日までに研究活動報告書の提出や、研究成果の印刷公表を行っていない者。ただし、完了後には応募資格を有します。

II. 申請手続き

募集期間 2021年4月1日（木）～5月7日（金）

提出先 応募者は所属する部門（学部等）の事務室へ研究計画書をご提出ください。

なお、医学部の助教（研究員、病棟医）は大学病院事務部ではなく、医学部事務室へご提出ください。

III. 決定通知

2021年7月31日までに所属長に通知します。

IV. 申請に際しての留意事項

1. 1件あたりの助成額は50万円以内とします。

2. 研究期間（助成期間）は決定通知日から2022年3月31日までとします。

V. 研究成果の公表等について

1. この研究助成を受けた者は、その成果を原則として助成期間終了後2年以内に、この助成による旨を明記し、学術雑誌等に公表しなければなりません。

2. 研究成果については、本学が例年開催している学内研究集会（バイオサイエンスフォーラム・微生物アカデミー・北里化学シンポジウム）で積極的に発表してください。

3. 当該研究による成果を活かし、次年度の科学研究費助成事業へ積極的に応募してください。

4. 本資金名称（研究成果を公表する際には下記の名称をご使用ください。）

北里大学学術奨励資金

Kitasato University Research Grant for Young Researchers

研究計画書作成要領

《申請書作成の留意事項》

- ・研究計画書は、本学のホームページからダウンロードして作成すること。手書きや切り貼りしたものは不可とする。
URL：https://www.kitasato-u.ac.jp/jp/academics/research_support/index3.html
- ・カラー印刷での提出も可とするが、応募書類はモノクロ印刷し評価者に送付するため、印刷した際に内容が不鮮明とならないよう留意すること。また、必ず片面印刷とすること。
- ・文字の大きさは 10.5pt 以上 とすること。

《記入時の留意事項》

- ・「助成金交付申請額」欄、「職位」欄、「研究課題」欄
 - (1) 「助成金交付申請額」：50万円以下とし、千円未満は切り捨てとする。
 - (2) 「研究課題」欄：具体的な研究内容を 40字以内 で表すこと。
- ・「所属部門長」欄
所属する部門の学部長、一般教育部長、学院長または研究所長とする。
- ・「1. 研究目的、研究方法など」「2. 本研究の着想に至った経緯など」「3. 応募者の研究遂行能力及び研究環境」欄
 - (1) 必要に応じて上下に記載欄を広げる（または狭める）改変のみ可とするが、1～3をまとめて3ページを上限とする。
 - (2) 審査委員は当該研究分野以外の研究者も含まれるため、わかりやすく記載すること。
- ・「4. 人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄
倫理委員会等における承認手続きが必要となる研究が含まれる場合に、講じる対策や措置を記入すること。該当しない場合は「該当なし」と記入すること。
(例) 個人情報を伴うアンケート、インタビュー調査、行動調査、提供を受けた試料の使用、ヒト遺伝子解析研究、遺伝子組換え実験、動物実験など
- ・「研究経費とその必要性」欄
研究計画の内容を踏まえ、各経費の明細及びその必要性・積算根拠を記入すること。
- ・「本研究全体経費に占める割合」欄
研究課題全体の経費に占める本助成金の割合(%)を記入すること。
- ・「これまでの本資金の採択実績」欄
過去に代表研究者として本資金に採択された実績がある場合のみ記入すること。
- ・「本資金による採択課題の研究成果印刷公表実績」欄
「これまでの本資金の採択実績」欄において『研究成果印刷公表』が“済”のものがある場合に記入すること。

以上

お問い合わせ先 学部等事務室 又は 研究支援センター事務室 (042-778-9757)

北里大学学術奨励研究資金規程

平成 8年12月20日制定
平成11年10月21日改正
平成14年10月18日改正
平成15年 3月14日改正
平成17年10月21日改正
平成18年10月 1日改正
平成19年 4月 1日改正
平成20年 4月 1日改正
平成21年 4月17日改正
平成22年11月19日改正
平成26年11月21日改正
平成29年 2月17日改正
2018年 7月20日改正
2021年 3月19日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、北里大学研究振興基金規程第3条第1号の定めに基づき、基金の果実(北里大学学術奨励資金。以下「本資金」という。)の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(本資金の目的)

第2条 本学は、若手研究者の研究活動を促進するため、本資金により必要な助成を行い、もって研究の興隆を図る。

(資金)

第3条 本資金は年度ごとに総額12,000千円以内とし、一研究計画当たりの助成金は500千円を上限とする。

(審査委員会)

第4条 この規程に定める事項を取り扱うため、北里大学学術奨励研究審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

2 審査委員会に関する規程については、別に定める。

(申請要件)

第5条 研究計画書を提出できる者は、当該年度4月1日時点で40歳未満の専任の教育職員または研究職員とする。

2 次の各号の一に該当する者は、前項にかかわらず、応募資格を認めない。

(1) 当該年度科学研究費助成事業の研究代表者として交付内定を受けた者。

(2) 直近の3年間連続でこの助成を受けた者。

(3) 過去にこの助成を受けた者で、所定の期日までに研究活動報告書を提出しなかった者。但し、提出後は応募資格を有する。

(4) 過去にこの助成を受けた者で、所定の期日までに研究成果を印刷公表しなかった者。但し、印刷公表後は応募資格を有する。

(申請手続)

第6条 申請者は、所定の様式により、研究計画書(助成金申請書を含む。)を当該年度の4月30日までに学長に提出する。

2 研究計画書には、申請者、共同研究者がいる場合はその氏名等、研究課題、研究目的、研究計画及びその方法、これまでの研究経過又は準備状況、助成金交付申請額、助成金の対象経費の使用内訳、研究業績等を記入する。

(審査)

第7条 学長は、提出された研究計画を取りまとめ、審査委員会に審査を付託する。

2 審査委員会は、別に定める判定基準に基づきこれを審査し、助成対象研究の候補(以下「候補」という。)を学長に答申する。

(助成の決定)

第8条 学長は、答申のあった候補につき、北里大学学部長会の議を経て助成対象研究を決定する。

2 助成が決定したときは、北里大学学術奨励研究資金決定通知書により、学部長等を経て申請者に通知する。

(計画変更の手続)

第9条 助成決定後、研究の中断、停止等により研究の期間を変更しようとするとき、又は研究の内容に重大な変更を加えようとするときは、あらかじめ理由を付して学長に願い出るものとする。

(助成金管理)

第10条 助成金は、申請者が所属する経理担当部署で管理する。

2 助成金の収支決算報告は、翌年度の4月30日までに申請者及び経理担当部署が作成しなければならない。

3 当該年度の助成金の未使用額は、北里研究所に帰属する。

(助成金の支出項目)

第11条 助成金の支出項目は、機器備品費、消耗品費、旅費交通費、人件費・謝金その他の費用とする。

2 旅費交通費は、北里研究所の定める規程に準じて支出する。

3 機器備品費については、原則として机、椅子、複写機等本学が常備しているものの購入に充てることはできない。

4 機器備品等の資産は、原則として研究終了後北里研究所に帰属する。

(成果等の報告)

第12条 申請者は、翌年度の4月30日までに研究活動報告書(収支決算報告書を含む。)を作成し、学長に提出する。

2 研究活動報告書(収支決算報告書を含む。)は、審査委員会で評価し、又は監査する。

(成果の公表)

第13条 申請者は、その成果を原則として研究終了後2年以内に、本資金の援助による旨を明記し、印刷公表する。

(事務局)

第14条 この規程に関する事務は、研究支援センター事務室が担当する。

(細則)

第15条 この規定の運用に関し必要な事項については、細則を定める。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、審査委員会及び北里大学学部長会の議を経て北里研究所理事会において決定する。

附 則

1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、北里学園学術振興資金規程(昭和62年10月9日施行)及び北里学園学術振興資金規程細則(平成7年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年10月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年3月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年11月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年9月1日から施行する。

附 則（北学総第28-10027号）

この規程は、平成29年2月17日から施行する。

附 則（北学総第2018-04789号）

この規程は、2018年7月20日から施行する。

附 則（北学総第2020-13352号）

この規程は、2021年3月19日から施行する。

北里研究所 2020-13812

200